

参考：策定の経緯

- 1 兵庫県教育振興基本計画検討委員会設置
平成20年8月5日～平成21年6月12日
- 2 委員名簿（職名は開催当時のもの 敬称略） 五十音順

青山 千尋	兵庫県立特別支援学校長会会長（平成20年度）、同会顧問（平成21年度）
浅江 季典	兵庫県市町村教育委員会連合会副会長
池田 志朗	兵庫県経営者協会会長
糸野 清明	神戸新聞社論説委員
稲葉 豊	兵庫県専修学校各種学校連合会会長
大山 明美	淡路地域教育推進会議会長（平成20年度）、同会議前会長（平成21年度）
岡田 真美子	兵庫県立大学教授
梶田 叡一	兵庫教育大学長 中央教育審議会副会長
桂 正孝	宝塚造形芸術大学教授
川田 長嗣	兵庫県私立幼稚園協会理事長
北川 泰寿	兵庫県議会文教常任委員会委員長
清原 正義	兵庫県立大学副学長
坂井 憲司	兵庫県小学校長会会長（平成20年度）
武田 寿子	財団法人神戸YMCA理事長
中杉 隆夫	兵庫県立高等学校長協会会長
中田 伊都子	兵庫県PTA協議会理事
西門 義博	兵庫県私立中学高等学校連合会理事長
野口 謙一	兵庫県中学校長会会長（平成21年度）
春 豊子	兵庫県国公立幼稚園長会会長
平井 修治	兵庫県小学校長会会長（平成21年度）
平松 純子	兵庫県体育協会副会長 日本オリンピック委員会理事
室井 秀子	兵庫県議会文教常任委員会副委員長
山名 幸一	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長代理
吉松 茂	兵庫県中学校長会会長（平成20年度）
- 3 委員会開催年月日

第1回	平成20年8月5日
第2回	9月12日
第3回	10月29日
第4回	平成21年4月28日
- 4 県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）

意見募集期間	平成21年2月23日～平成21年3月23日
意見等の提出件数	405件（169人）
- 5 計画の策定
第301回兵庫県議会において「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を議決。
(平成21年6月12日)

6 兵庫県教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、本県教育の振興のための施策に関する計画を策定するに当たり、その基本となる事項及び主要な課題等について検討するため、兵庫県教育振興基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項について検討する。

- (1) 本県教育の振興のための施策に関する計画案について
- (2) その他、前項の計画策定のために必要な事項に関することについて

(組織)

第3条 委員会は教育に識見のある者及び学校関係者により25名以内で組織する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときには、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

3 必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(謝金)

第6条 委員が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。ただし、県職員(学識経験者として就任する大学教育職の県職員を除く)及び県費負担教職員にあっては支給しない。

2 前条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が会議の職務を行うために、会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

2 第5条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、前項の規定により、代理人に対して旅費を支給する。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、教育委員会事務局教育企画課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成20年7月16日から施行する。

2 この要綱は、第1条の計画の策定をもって効力を失う。

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県教育長が招集する。